

関係各位

チリ国向けに輸出する中古の農業機械類の取扱いについて

チリ国の農業省は、各国から輸入する中古機械類に対し、今後、害虫のチリへの進入防止を目的とした土壌の除去と臭化メチル等によるくん蒸を義務付ける規則改正案を通知しました。このため、輸出国で当該措置を実施した旨を追記した植物検疫証明書または同等の証明書（以下、証明書等という。）を添付することが求められますので、農林水産省において、別添「チリからのSPS通報（中古の農業機械等の輸入に際しての洗浄等の要求）」がホームページに掲載されていますことをお知らせします。

なお、チリ国側から提出を求められる証明書等は、税関における輸出時の他法令確認の対象とはなっておりません（植物防疫法第10条の対象外）。

・ 施行日

平成26年5月30日（金）（予定）

《添付資料》

チリからのSPS通報（中古の農業機械等の輸入に際しての洗浄等の要求）

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門

電話：03-3599-6341

平成26年5月

チリからのSPS通報
(中古の農業機械等の輸入に際しての洗浄等の要求)

チリの農業省農牧庁は、WTOのSPS通報(G/SPS/N/CHL/464)において、各国から輸入する中古機械類に対し、今後、害虫のチリへの侵入防止を目的とした土壌の除去と臭化メチル等によるくん蒸を義務付ける規則改正案を通知しましたので、お知らせします。

なお、通知では、本規則は5月30日から施行するとしています。

(SPS通報の内容)

中古の農業機械類の輸入に係る病害虫リスクアナリシスが終了し、対象害虫2種の発生する国に対し、以下の検疫措置を要求予定。

- ① 対象国
対象害虫の発生国
- ② 対象となる中古機械類
農林業用のトラック、トラクター、コンバイン、パワーショベル、ローラー、耕耘機、噴霧器や造園業用芝刈り機などの中古機械類
- ③ 対象害虫
 - ・ *Lobesia botrana* (ハマキガ科の一種、日本には発生していません)
 - ・ ブドウネアブラムシ (日本には既に発生しています)
- ④ 主な検疫措置
上記の対象害虫の侵入を防止するため、輸出国で以下の措置を実施し、その旨を追記した植物検疫証明書または同等の証明書を添付すること。
 - ・ 土壌及び植物残さを取り除くための洗浄
 - ・ 上記2種の害虫の発生国に対しては、臭化メチル又はリン化アルミニウムくん蒸
- ⑤ チリでの輸入検査
土壌、植物残さ及び検疫有害動植物が発見された場合、30日以内に積み戻しを命じる。

本件については、現在、チリ側に確認中で新たな情報が入手でき次第、ご連絡させていただきます。

詳しくは、以下の担当までお問い合わせください。

農林水産省消費・安全局
植物防疫課検疫対策室
担当：福嶋、角屋、木村
電話：03-3502-5978